

東京都北区みどりの条例施行規則（抜粋）

第1章総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都北区みどりの条例（昭和60年9月東京都北区条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第3章みどりの育成

（公共施設の緑化基準）

第12条 条例第15条第1項に規定する規則で定める公共施設（接道部を除く。）の緑化基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（民間施設の緑化基準）

第13条 条例第16条に規定する規則で定める面積は、300平方メートルとし、民間施設（接道部を除く。）の緑化基準は、別表第3に定めるとおりとする。

（接道部の緑化基準）

第13条の2 条例第15条第1項及び第16条に規定する規則で定める公共施設及び民間施設（接道部に限る。）の緑化基準は、別表第4に定めるとおりとする。

（緑化計画の認定を必要とする開発行為等の規模）

第20条 条例第20条第1項に規定する規則で定める面積は、300平方メートルとする。

（緑化計画書等）

第21条 条例第20条第1項に規定する開発行為等を行おうとする者は、緑化計画書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、条例第20条第1項の規定により緑化計画書を認定したときは、緑化計画認定済通知書（別記第12号様式）により当該開発行為等を行おうとする者に通知するものとする。

3 条例第20条第1項の規定により認定を受けた者は、当該認定に係る緑化を完了したときは、速やかに緑化完了届（別記第13号様式）を区長に提出しなければならない。

（勧告）

第22条 区長は、条例第20条第3項の規定により緑化計画の履行等に係る勧告をしようとするときは、緑化計画履行等勧告書（別記第14号様式）により行うものとする。

別表第二（第十二条関係）

公共施設の緑化基準

施設の種類	緑化の基準
道路	一歩道の幅員が三・五メートル以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設ける。 二歩道の幅員が三・五メートル未満の道路については、可能な限り植樹（樹木を存置することを含む。以下同じ。）する。
公園等	一児童遊園、街区公園又は運動公園の緑化対象面積（敷地のうち緑化しなければならない面積をいう。以下同じ。）の基準は、敷地面積の十分の三とし、当該基準以上の面積について植樹、生け垣、草花又は芝その他の地被植物（以下この表において「植樹等」という。）により緑化する。 二前号に規定する公園以外の公園の緑化対象面積の基準は、敷地面積の十分の五とし、当該基準以上の面積について植樹等により緑化する。 三緑地の緑化対象面積の基準は、敷地面積の十分の八とし、当該基準以上の面積について植樹等により緑化する。 四緑化の算定基準は、別表第三第二号の規定を準用する。ただし、草花及び芝その他の地被植物による緑化面積は、当該草花及び芝その他の地被植物で表面が被われている土地の面積の合計とする。
学校	一緑化対象面積の基準は、敷地面積の百分の八とし、当該基準以上の面積について植樹又は生け垣により緑化する。 二校地内周囲に、幅およそ二メートル以上の植樹帯を設ける。 三緑化の算定基準は、別表第三第二号の規定を準用する。
庁舎等	一緑化対象面積の基準は、敷地面積の百分の八とし、当該基準以上の面積について植樹又は生け垣により緑化する。 二緑化の算定基準は、別表第三第二号の規定を準用する。

施設の機能、目的又は周囲の状況その他の理由によりこの基準の適用が困難であると区長が認めたときは、この基準を緩和することができる。

別表第三（第十三条関係）

一 緑化対象面積の基準は、次に掲げるところによるものとし、当該基準以上の面積を緑化する。

ア 第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の基準は、敷地面積の百分の十とする。

イ 近隣商業地域及び商業地域の基準は、敷地面積の百分の五とする。ただし、防火地域においては、敷地面積の百分の三とする。

ウ 準工業地域及び工業地域の基準は、敷地面積の百分の十とする。

二 緑化の算定基準は、次に掲げるところによる。

ア 生け垣による緑化面積は、生け垣の長さに幅〇・六メートルを乗じて得た面積とする。

イ 植樹による緑化面積は、次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が生け垣若しくは他の樹冠の水平投影面又は工の規定による芝その他の地被植物で表面が被われている土地と一致する部分を除く。以下同じ。）の水平投影面積の合計

(2) 樹木ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる面積の合計

樹木の高さ	面積（平方メートル／本）
高木（樹高三メートル以上の樹木をいう。ただし、植樹時において樹高二メートル以上三メートル未満で、成木時に三メートル以上になるものは高木とみなす。）	3
中木（樹高二メートル以上三メートル未満の樹木をいう。ただし、植樹時において樹高一・二メートル以上二メートル未満で、成木時に二メートル以上になるものは中木とみなす。）	1
低木（高木及び中木以外のものをいう。）	0.1

ウ 屋上緑化（区長が別に定める技術的基準に則り建築物の屋上を植栽することをいう。

以下同じ。）及び壁面緑化（区長が別に定める技術的基準に則り建築物の外壁を植栽することをいう。以下同じ。）の緑化面積は、当該屋上緑化又は壁面緑化を行う面積の合計とする。ただし、屋上緑化又は壁面緑化による緑化面積の合計は、第一号の規定により定められる緑化対象面積の三分の一を超えることはできない。

エ 駐車場の緑化舗装（区長が別に定める技術的基準に則り駐車場面積の全部又は一部を芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）により覆うことをいう。以下同じ。）の緑化面積は、当該芝その他の地被植物で表面が被われている土地

の面積の合計とする。ただし、駐車場の緑化舗装による緑化面積の合計は、第一号の規定により定められる緑化対象面積の六分の一を超えることはできない。

三 敷地の使用又は周囲の状況その他の理由によりこの基準の適用が困難であると区長が認めたときは、この基準を緩和することができる。

別表第四（第十三条の二関係）

一 公共施設（接道部）の緑化基準

ア 公共施設（接道部）については、施設の区分及び敷地面積に応じて、接道部の総延長に次の表に掲げる数値を乗じて得た長さ以上を緑化するものとする。

敷地面積 施設の区分	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
庁舎、学校等	6/10		7/10		8/10
その他の施設	3/10	6/10		7/10	

イ 公共施設（接道部）の緑化の算定基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 生け垣による場合は生け垣の長さとし、植樹による場合は樹冠が及び接道部の長さとする。ただし、当該生け垣又は樹木の植栽部分よりも道路側に塀、フェンスその他の工作物（区長が別に定める技術的基準を満たす塀又はフェンスを除く。）を設置した場合は、その部分の長さを接道部の緑化の長さに算入することはできない。
- (2) (1)の規定による緑化を行つた長さがアの規定に定められた長さに満たない場合において、その差の絶対値に幅〇・六メートルを乗じて得た面積について、別表第二に定める緑化対象面積の基準を超えて、別表第三第二号に定める算定基準による緑化をしたときは、接道部の緑化がなされたものとみなす。

ウ 敷地の使用又は周囲の状況その他の理由により、この基準の適用が困難であると区長が認めたときは、この基準を緩和することができる。

二 民間施設（接道部）の緑化基準

ア 民間施設（接道部）については、施設の区分及び敷地面積に応じて、接道部の総延長に次の表に掲げる数値を乗じて得た長さ以上を緑化するものとする。

敷地面積 施設の区分	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
住宅、宿泊施設	6/10		7/10		8/10
屋外運動施設、 屋外娯楽施設、 墓地、廃棄物等 の処理施設	7/10			8/10	
工場、店舗、事 務所、独立駐車 場、資材置場、 作業場	3/10	5/10	6/10	7/10	
庁舎、学校、医 療施設、福祉施 設、集会施設	6/10	7/10			8/10
その他の施設	3/10	6/10		7/10	

イ 民間施設（接道部）の緑化の算定基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 生け垣による場合は生け垣の長さとし、植樹による場合は樹冠が及び接道部の長さとする。ただし、当該生け垣又は樹木の植栽部分よりも道路側に塀、フェンスその他の工作物（区長が別に定める技術的基準を満たす塀又はフェンスを除く。）を設置した場合は、その部分の長さを接道部の緑化の長さに算入することはできない。
- (2) (1)の規定による緑化を行つた長さがアの規定に定められた長さに満たない場合において、その差の絶対値に幅〇・六メートルを乗じて得た面積について、別表第三第一号に定める緑化対象面積の基準を超えて、同表第二号に定める算定基準による緑化をしたときは、接道部の緑化がなされたものとみなす。

ウ 敷地の使用又は周囲の状況その他の理由により、この基準の適用が困難であると区長が認めたときは、この基準を緩和することができる。